

青森県報

第二千三百四十四号

平成十六年
六月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定	青少年 男女共同 参画 課	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	団 体 改 善 課	二
検査の事務を農林水産事務所長に委任する土地改良区の指 定	(同)	二
道路の区域の変更	(道 路 課)	二
二級河川の指定	(河 川 砂 防 課)	三
公 告		
鳥獣保護区の指定	(自然保護課)	三
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	六
右 同	(同)	六
土地改良区の定款変更の認可	(農村振興課)	七
教育委員会		
青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与 条例施行規則の一部を改正する規則	(県立学校課)	七
青森県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則	(同)	八
青森県立高等学校の隣接通学区域からの入学の調整に関す る規程を廃止する訓令	(同)	八

公安委員会

型式の検定適合遊技機.....(生活保安課) : 八

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定.....(監理課) : 九

告 示

青森県告示第四百五十四号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十六年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行者(製 作者)名	該当条項
二六五	書籍	月刊ザ・ベストMAGAZINE 七月号	KKベストセ ラーズ	青森県青年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六六		コミック・ザ・ベストMAGAZINE ザ・ベストマガジンスペシャル六 月号増刊 一四〇七八・〇六 ガッソ! 七月号		
二六七		〇三三九三・七		
二六八		DOPE ザ・ベストマガジンオリジナル六 月号増刊 〇四〇四〇・〇六		
二六九		コミック快樂天 七月号	ワニマガジ ン社	
二七〇		コミックまあるまん 七月号	ぶんか社	
二七一		別冊本当にあったHな話 本当にあったHな話七月一日号増 刊 一八一四・七		
二七二		コミックキャンデール 七月十二日増刊号 二〇八三九・七ノ十二	実業之日本社	

三六四	別冊BUBKA 七月号	大洋書房
三六五	ZIGEN exciting 七月号	
	〇八〇三・七	
	一八二四・七	

青森県告示第四百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市大字白銀町字三島下七九の一七七 阿部 末吉	八戸第一区域	十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつて、漁業者であつて甲地区の者が行う漁業
八戸市白銀一丁目五の三 小平 孝作		

青森県告示第四百五十六号

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）第十三条第一項第四十五号クの規定により、平成十六年度において知事が指定する土地改良区は、次のとおりとする。

平成十六年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

平舘村土地改良区

青森北部土地改良区

蟹田町土地改良区

杭止堰土地改良区

豊田土地改良区

石川土地改良区

弘前北部土地改良区

中市筒口土地改良区

下長土地改良区

倉石土地改良区

西八戸平土地改良区

馬淵川土地改良区

田子町土地改良区

五所川原北部土地改良区

板柳東部土地改良区

市浦村土地改良区

奥瀬堰土地改良区

大堰土地改良区

坪土地改良区

北三沢土地改良区

大豆田土地改良区

滝沢平土地改良区

淋代平土地改良区

むつ山辺沢土地改良区

明道土地改良区

青森県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年七月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

番号	道路類	路線名	変更の区間		前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	大鰐浪岡線	後	前	後	前	後	前
			七〇・〇〇メートルから	七〇・〇〇メートルまで	七〇・〇〇メートルから	七〇・〇〇メートルまで	二、九二五・〇〇メートル	
2	県道	石川土手町線	後	前	後	前	後	前
			五二・五〇メートルから	五二・五〇メートルまで	五二・五〇メートルから	五二・五〇メートルまで	四〇・〇〇メートル	
3	県道	石川百田線	後	前	後	前	後	前
			二二・四〇メートルから	二二・四〇メートルまで	二二・四〇メートルから	二二・四〇メートルまで	四〇・〇〇メートル	

青森県告示第四百五十八号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項の規定により、二級河川を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

平成十六年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

貴船川水系

名称	区 間	
	上流端	下流端
貴船川	左岸 青森市大字野内字菊川一・二八番一 地先 右岸 青森市大字野内字鈴森二・六番地先	海に至る場所

五戸川水系

公 告

鳥獣保護区の指定

次のとおり鳥獣保護区を指定したいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第四項の規定により公告する。
なお、鳥獣保護区の指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

平成十六年六月二十五日

名称	区 間	
	上流端	下流端
堤沢川	左岸 三戸郡倉石村大字石沢字堤沢一 五番一 地先 右岸 三戸郡倉石村大字石沢字雨原平 一番一 地先	五戸川への合流点

一 名 称

上北町鳥獣保護区

二 区 域

上北郡上北町大字大浦字道ノ下地内の県道折茂上北停車場線と町道五二八号線との交点を起点とし、同点から同県道を南に進み町道五五七号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み十和田市との市町界との交点に至り、同点から同市町界を北に進み町道五二八号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（別添図面のとおり）

三 存続期間

平成十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

身近な鳥獣生息地

2 指定目的

当該地域は、上北町の中心から南東に位置する標高三十〜七十mほどの洪積台地で、スギ人工林やクリ、ナラ類などの森林のほか、農耕地や放牧地など変化に富んだ土地利用により、人里の環境を好む鳥獣の良好な生息地となっています。

区域内には、菩提寺や虫神の集落のほかに養護施設などがあり、豊かな生活環境の形成に資するとともに自然とのふれあいの場を確保するため、身近な鳥獣生息地の保護区として指定するものです。

五 縦覧の場所

青森県環境生活部自然保護課並びに東地方農林水産事務所、中南方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、北地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所、西地方農林水産事務所

別 図
上北町鳥獣保護区
縮尺 1 : 50, 000



凡 例	
鳥獣保護区指定区域	

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の二一二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の二一一

代表取締役 飛岡博明

福田道路株式会社

新潟県新潟市川岸町一丁目五三の一

代表取締役 三浦克彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の一の四 代表取締役 井坂榮	変 更 後	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮	変 更 日	平成 一六・五・二七
-------	--	-------	---	-------	---------------

四 届出年月日

平成十六年六月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年六月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ黒石店

黒石市錦町二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生
変更しようとする事項

区	分	変更前	変更後	年月日更
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	二二六台	一一三台	平成 一七・二・一〇
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	五か所	二か所	

四 届出年月日

平成十六年六月十六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十六年六月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、鳴沢土地改良区の定款の変更を平成十六年六月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

教育委員会

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百九十五パーセント」を「百九十二パーセント」に改め、同条第二号中「二百八十二万円」を「二百七十九万円」に改め、同条第三号中「百九十五パーセント」を「百九十二パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

青森県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則

青森県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（青森県立学校学則の一部改正）

2 青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「学校の通学区域は、青森県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第六号）及び青森県立聾学校の通学の区域」を「聾学校の通学区域は、青森県立聾学校の通学区域」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

高等学校の通学区域は、県下一円とする。

第十三条の次に次の一条を加える。

（県外からの入学）

第十三条の二 他の都道府県から高等学校に入学しようとする者は、在学又は出身の中学校の校長を経て、教育委員会に願ひ出て、承認を得なければならぬ。

第二十七条中「第十三条」の下に「及び第十四条」を加える。

青森県教育委員会訓令第十二号

庁 内 一 般
各 県 立 高 等 学 校

青森県立高等学校の隣接通学区域からの入学の調整に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十六年六月二十五日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県立高等学校の隣接通学区域からの入学の調整に関する規程を廃止する訓令

青森県立高等学校の隣接通学区域からの入学の調整に関する規程（昭和五十二年七月青森県教育委員会訓令第八号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年六月二十五日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 貞 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRドリームカープSC1	株式会社大和製作所
"	CRジャイアントコンゲST1	"

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
オニムシャスリー	セプトリック2	ゴーゴークリエーター2	カントリークロウ	ジャグラートM2	パイカジ	ばちんこ仮面ライダーXW1	ばちんこ仮面ライダーZW1	ばちんこ仮面ライダーHW1	ばちんこ仮面ライダーSW1	CRフィーバークイーン	CRヒデキ感激YJ2	CRヒデキ感激YJ1	CRヒデキ感激XJ1	CRドリームカープMC1	CRジャイアントコングMT1
株式会社ロデオ	株式会社三洋物産	〃	〃	株式会社北電子	株式会社アクト技研	〃	〃	〃	京楽産業株式会社	株式会社三共	〃	〃	株式会社平和	〃	〃

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十六年六月二十五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
青森県知事
- 二 事業の種類
一級河川馬淵川水系浅水川災害復旧助成事業（青森県八戸市大字豊崎町字前川原地内から同県同市大字豊崎町字長窪地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
氏名 山内藤次郎
住所 青森県八戸市大字豊崎町字滝谷四三番地
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十六年六月十五日

別表 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県八戸市大字豊崎町字南宗坊	78番18	田	田	2,969	2,962.07	52.54

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭